

事務事業名		介護予防支援事業		<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業				
政策体系	政策名	安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間		予算科目				
	施策名	高齢者支援の充実		<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始 18 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ ※全体計画欄の総投入量を記入		会計 款 項 目 事業				
	基本事業名	福祉サービスの充実				19 01 01 01 00				
根拠法令		介護保険法第115条の22				事務事業区分				
所属	部課名	生活福祉部 地域包括ケア推進室		A 政策事業 B 施設整備						
	課長名	金野 高之		C 施設管理 D 補助金等						
	係名		電話	26-2943	E 一般(A～D以外)					
	担当者	岩脇 奈美	内線	439・440						
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						全体計画(※期間限定複数年度のみ)				
<p>訪問等により要支援1・2の方の状態をアセスメント後、適切な介護予防サービス計画を作成し、計画に沿ったサービスの調整や関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>主な業務は、①利用申込の受付、②契約締結、③アセスメント(課題分析)、④介護予防サービス計画原案の作成、⑤サービス担当者会議の開催、⑥介護予防サービス計画の交付、⑦サービスの提供、⑧モニタリング、⑨評価、⑩給付管理業務、⑪介護報酬の請求である。</p> <p>※①、②及び⑪に係る事務以外、その実施の一部を居宅介護支援事業所に委託する場合もある。委託した場合は、その内容が適切であるかを確認する。</p> <p>事業費は、人件費およびプラン委託料として支出される。</p>						総投人量	財源内訳	国庫支出金		
						(千円)		都道府県支出金		
							地方債			
							その他			
							一般財源			
							事業費計(A)	0		
							正規職員従事人数			
							延べ業務時間			
							人件費計(B)	0		
							トータルコスト(A)+(B)	0		

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

要支援1・2の方の状態をアセスメント後、適切な介護予防サービス計画を作成し、計画に沿ったサービスの調整や関係機関との連絡調整を図る。

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

要支援1・要支援2の認定を受けた方の状態をアセスメント後、その人ができる限り自立した生活が送れるよう、介護予防サービス計画を作成し、計画が達成できるようサービスの調整や関係機関との連絡調整を図る。

② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等

要支援1・要支援2の認定を受けた方。

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

アセスメント結果から介護予防ケアプランを作成・サービスの提供をすることで、要介護状態となることをできる限り防ぐこと、また、状態がそれ以上悪化しないようにする。

④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)

その人の生活・人生を尊重し、また自ら生活状況を変えていくことで、できる限り自立した生活が送れる。

(5) 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 介護予防サービス計画作成件数	件
イ	
ウ	

(6) 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 要支援1・2の認定者数	人
キ	
ク	

(7) 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 介護予防計画作成・サービス提供率	%
シ	
ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

事業費 投入量	年 度 単位	27年度(実績)		28年度(実績)		29年度(目標)		30年度(目標)		31年度(目標)		32年度(目標)	
		国庫支出金 千円	都道府県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	事業費計(A) 千円	21,002	10,811	9,478	9,478	9,478	9,478
人 件 費	正規職員従事人数	人	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2
	延べ業務時間	時間	1,000	500		500	500	500	500	500	500	500	500
	人件費計(B)	千円	4,000	2,000		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	トータルコスト(A)+(B)	千円	25,002	12,811		11,479	11,479	11,479	11,479	11,479	11,479	11,479	11,479
⑤活動指標		ア 件	5205	1888		1890	1890	1890	1890	1890	1890	1890	1890
		イ											
		ウ											
⑥対象指標		カ 人	700	630		675	720	720	765	810			
		キ											
		ク											
⑦成果指標		サ %	68.6	100		100	100	100	100	100	100	100	100
		シ											
		ス											

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

平成18年4月の介護保険制度改正により、地域包括支援センターが指定する介護予防支援事業所が実施するものと定められたため。
(介護保険法第115条の22)

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

平成27年4月の介護保険法改正により、予防給付の通所・訪問介護が地域支援事業に移行されたため、実績は減少している。

なお、機構改革により、平成27年4月1日に地域包括ケア推進室が設置された。(平成23年度までは保健福祉課、平成26年度までは保健介護センターが担当課)

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

一部の利用者はケアマネジャーの変更を余儀なくされたり、サービスの利用を制限されたりしたことなどに対して、利用者や家族から不満の声が聞かれる。また、介護サービス提供事業所の要支援者の受け入れが難しくなっている状況で、支援を必要とする高齢者が十分な支援を受けられない現状がある。介護事業関係者からは、そういう課題が解決できるよう要望されている。

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】	対象者が必要な介護サービスを利用するためには、制度上、本事業による支援を受けることが必須である。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】	当市は、法人等に委託せず市直営の地域包括支援センターを設置した。介護保険法第115条20項の規定により、地域包括支援センター指定介護予防支援事業所がこの事業を行うこととされている。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】	対象者は、要支援1・2の認定を受けた者のうち、介護予防サービスの利用の意向がある者に限定されている。
有効性評価	④ 成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】	<input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】	要支援認定者を自立へ導いたり介護予防するためには、公的な介護サービスの提供のみではなく、あらゆる社会資源・インフォーマルなサービスも組み入れることが必要であり、そのためには、社会資源の掘り起こし地域のネットワークづくりが重要課題となっている。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】	法的に義務付けられており、廃止することはできない。廃止・休止した場合、要支援1・2の認定者が介護予防給付を受けることができなくなる。
効率性評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	この事業は、必要なサービスを提供した場合、介護予防計画作成費として介護報酬から給付されるものであるため、事業費の削減は当てはまらないと考える。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	既に非常勤職員や外部委託でも事業を行っているため、最低限の費用である。
公平性評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】	介護保険法の規定・基準により実施しているものであるため。
	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？			

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性

- ① 現状維持
 - ② 改革改善(縮小・統合含む)
 - ③ 終了・廃止・休止
- 

(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

サービス事業所の十分な受け皿を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、今後も事業を継続していく。既存のサービス(介護サービス提供事業所)では受け皿が足りない現状にあるため、地域のあらゆる資源やサービスの開発が必要不可欠である。

(2) 改革・改善による期待成果

左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。
(終了・廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成績	向上		●	
	維持			×
	低下		×	×



4 課長等意見

(1) 今後の方向性

- ① 現状維持
- ② 改革改善(縮小・統合含む)
- ③ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

介護区分の軽度な高齢者を対象に事業展開しており、周知・広報活動も適切に行われている。
今後も継続した実施が必要である。